

平成28年度大阪府公立高等学入学者選抜における

調査書に記載する評定等に関する方針 [改定版]

平成27年4月13日

大阪市教育委員会

高等学校入学者選抜は、生徒一人ひとりにとって、その後の人生を左右する重大事である。したがって、学力検査と共に選抜資料とされる調査書において用いられる評価方法・基準には、公平性・信頼性・妥当性はもとより、生徒や保護者にとっての分かりやすさが求められる。また、生徒及び保護者に対して事前に明示されることが必要である。

大阪府教育委員会は、平成28年度入学者選抜から、調査書（内申書）に記載する評定（内申点）を集団に準拠した評価（相対評価）から目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に変更するとの方針を明らかにしている。

いわゆる絶対評価による調査書は、関心・意欲・態度等の観点別学習状況を総括することによって各教科の評定を決定するものである。しかし、このような評価方法による調査書においては、中学校間・市町村間で共通の評価尺度がない限り、到達度を反映したものとは考えられない評定分布のばらつき等が生じ、入学者選抜にとって必須の公平性及び信頼性の担保が困難となることは避けられない。換言すれば、中学生にルールのない土俵（いわば無法地帯）での競争を強いることになってしまうと言っても過言ではない。

こうした懸念にかんがみ、大阪市教育委員会としては、平成24年以来、何度も繰り返し、調査書の公平性を担保するよう要望し、平成26年7月8日には、教育委員会会議による決定を経て、大阪府教育委員会に対し、調査書における第3学年の評定に関し、公平性及び信頼性を担保するため、事前に府内統一ルールを設定・明示する必要があること等について、文書による意見の申入れと要望を行った。

高等学校入学者選抜は、生徒にとって一生に一度の重大事であり、「いわゆる絶対評価による評定をとりあえず実施してみて、公平性に問題が生じたら翌年度に対応する」といった姿勢は許されない。したがって、本市教育委員会は、上述の意見書において、「新制度における公平性の担保が十分でない場合、本市教育委員会の責務として、大阪市の中学生の最善の利益を図る対応を取らざるを得なくなる。」との方針を宣言していた。

以上のような要望・申入れにもかかわらず、新しい調査書の対象となる3年生の成績評価が目前に迫ってなお府内統一ルールが示されていなかったため、大阪市教育委員会は、平成27年3月24日の教育委員会会議において、府内統一ルールのない入学者選抜において大阪市立中学校の生徒が不利益を被らないよう、また、少なくとも大阪市内においては評価の公平性と透明性を担保するため、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜における大阪市立中学校の調査書の評定について、「真の絶対評価」を取り入れた評定を行う方針を決定するとともに、今後の大阪府教育委員会、府内市町村教育委員会及び府内中学校の動向を見極め、必要に応じ方針を見直すこととした。

本市の方針決定を受けて、その後、大阪府教育委員会は従来の方針を転換し、平成27年4月10日、大阪府教育委員会会議において、第3学年の評定に関する府内統一基準が決定された。大阪市教育委員会としては、この決定を歓迎し、高く評価するものである。

については、大阪市教育委員会は、大阪府教育委員会による府内統一基準の決定を踏まえ、平成27年3月24日に決定した方針を改定し、平成28年度大阪府公立高等学校入学者選抜における大阪市立中学校の調査書の評定については、下記の方針により、「真の絶対評価」を取り入れた評定を行うものとする。

記

1. 各中学校における評定は、大阪府教育委員会の決定した府内統一基準に従って、学校ごとに定められる「評定平均の範囲」内で行うものとする。

2. 大阪市においては、中学校間での公平性を担保する府内統一基準に加え、生徒間でも公平性を担保する共通の評価尺度を備えた真の絶対評価を導入するため、第3学年の5教科（国語・数学・社会・理科・英語）について、全ての大阪市立中学校が参加するテスト（以下、「大阪市統一テスト」という。）を2学期に実施することとする。

大阪市統一テストの結果は、下記3の通り、個々の生徒の評定に活用するとともに、次の2つの目的にも活用するものとする。

- ① 生徒が自らの学力を把握し、目標を持ち、学力向上への意欲を高める。
- ② 学校が生徒一人ひとりの学力を的確に把握し、学習指導の改善及び進路指導に活用する。

3. 上記2の大阪市統一テストの結果、各教科ごとに、全市の得点分布において上位6%に入る生徒には、当該教科の評定として必ず評点「5」を与えるものとする。同様に、全市の得点分布において上位18%に入る生徒には、必ず評点「4」以上を与えるものとする。さらに、全市の得点分布において上位39%に入る生徒には、必ず評点「3」以上を与えるものとする。

4. 評定は、「知識・理解」「技能」及び「思考・判断・表現」等の学力を客観的に評定するものとし、「関心・意欲・態度」の評価は、別途、特筆すべき点を文章化して記載するものとする。